

別添4-2

地域支援体制整備チェックリストの開発  
-群馬県・山梨県をモデルとした標準化の試み-

分担研究報告書

令和7年度厚生労働科学研究費補助金  
(障害者政策総合研究事業)

強度行動障害者支援のための広域的支援人材のネットワーク構築と  
広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究(25GC1008)  
分担研究報告書

地域支援体制整備チェックリストの開発  
-群馬県・山梨県をモデルとした標準化の試み-

分担研究者: 縄岡 好晴(明星大学人文学部福祉実践学科)

研究協力者: 内山 聡至(国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、強度行動障害のある者に対する地域支援体制整備について、自治体間の差異と共通構造を明らかにし、評価ツールとしてのチェックリスト開発を目的とした。群馬県および山梨県を対象に、コンサルテーション及び文献・ヒアリング記録の分析を実施した。

その結果、両県は推進主体等に違いはあるものの、コンサルテーション、人材養成、ネットワーク、協議体の四要素を中核とする点で共通していた。一方で、受入体制の不足、広域相談体制の未整備、実態把握の不十分さといった課題も共通して確認された。

これらを踏まえ、全日本自閉症支援者協会のモデルを基盤に基盤領域を加え再構成した。その結果、8 領域 23 項目からなるチェックリストを試案として提示し、現状評価や改善サイクルを支援するツールとしての有用性を示した。

A. 研究目的

本研究は、強度行動障害のある者に対する地域支援体制整備において、自治体ごとの取り組みの差異と共通構造を明らかにするとともに、その進捗を客観的に評価し、継続的な改善につなげるためのチェックリストの開発を目的とする。

強度行動障害支援をめぐるのは、令和3年度の障害者総合福祉推進事業における全日本自閉症支援者協会の報告書を契機として、地域支援体制整備のあり方が政策的論点として位置づけられるようになった。令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、集中的支援加算の創設、広域的支援人材の配置、中核的人材養成研修修了者の活用など、体制整備に資する施策が具体化されている。また、都道府県、指定都市および中核市レベルにおいては、強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)、中核的人材養成研修、フォロー

アップ研修、コンサルテーション派遣事業、集中的支援の体制整備など、多様な取り組みが展開されつつある。

しかしながら、こうした施策の広がりには、必ずしも各自治体において均質に進んでいるわけではない。自治体ごとに人口規模、圏域構成、既存の社会資源、行政体制、歴史的経緯等が異なるため、体制整備の内容と水準には大きな地域差が生じている。加えて、体制整備の進捗を可視化する評価指標が未整備であることに起因して、自治体間における学習や横展開が進みにくい状況が生じている。また、行政担当者の異動により、蓄積されてきた知見や関係性が継承されず、取り組みの継続性が担保されにくいという構造的課題も指摘されてきた。

このような背景を踏まえ、本研究では、第一に、異なる特徴を有する二県(群馬県・山梨県)の実践を対象として、体制整備の構造を比較検討すること、第二に、両

県の分析から抽出される共通構造を踏まえ、体制整備の進捗を客観的に可視化する評価ツール(チェックリスト)を開発すること、の二点を目的として設定した。

これにより、自治体における体制整備の自己評価および他自治体との相対化を支援するとともに、担当者の属人性から脱却した継続的な改善サイクルの運用基盤を提供することを企図するものである。

## B. 研究方法

### 1. 対象

群馬県および山梨県における強度行動障害支援の地域支援体制整備に関する取り組みを対象とした。

両県は、人口規模(群馬県:約 190 万人/山梨県:約 78 万人)および推進主体(行政主導/自立支援協議会主導)の点において対照的な特徴を有するが、いずれも近年、体制整備に関する具体的な取り組みを進めてきた自治体であり、比較研究の対象として適切である。

### 2. 調査時期

本調査は、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて実施した。資料収集、ヒアリングおよびコンサルテーションを継続的に行い、両県における体制整備の進展に応じて分析内容を適宜更新した。

### 3. 調査方法

本研究では、令和 3 年度障害者総合福祉推進事業において全日本自閉症支援者協会が整理した体制整備モデルを参照枠組みとし、地域支援体制整備の構造的把握を行った。

分析対象として、群馬県および山梨県における体制整備の実践を取り上げ、コンサルテーションの実施、自治体担当者へのヒアリング記録、および関連資料を用いて分析を行った。とりわけ、令和 7 年度の地域支援体制整備報告会における、①自治体概況、②取り組み状況、③経過と背景、④集中的支援の実施状況、⑤今後の展開に関する報告を一次資料として活用した。

分析にあたっては、既存モデルの要素を記述的に整理するにとどまらず、実際の運用状況や課題、機能の成熟度の観点から再解釈を行った。その結果、体制整備

は複数の支援機能が相互に関連する構造として把握され、とりわけ「コンサルテーション」「人材養成」「ネットワーク」「協議体」が中核的機能として位置づけられた。

さらに、本研究では、これらの構造的要素を評価指標として操作化し、「実施の有無」および「機能の成熟度」に基づき評価可能な項目へと再構成した。その結果、中核機能領域(4 領域)に加え、「実態把握」「受入・支援資源」「広域支援・相談体制」「行政マネジメント」からなる基盤整備領域(4 領域)を設定し、計 8 領域 23 項目から構成されるチェックリストを作成した。

本チェックリストは、地域支援体制整備の現状把握に加え、課題の明確化、優先順位の設定、および継続的な改善サイクル(PCDA)の運用を支援する評価ツールとして位置づけられる。

### 4. 分析視点

両県の取り組みについて、①体制整備の経過、②支援構造、③人材育成、④コンサルテーション、⑤ネットワーク・協議体、⑥課題と展望の六つの観点から整理した。

### 5. 倫理的配慮

本研究は、自治体が公表・共有している資料、ならびに関係者の同意のもとで実施したヒアリングおよびコンサルテーションの記録をもとに分析を行ったものであり、個人を特定しうる情報は含まれていない。

また、人を対象とする医学系研究には該当しないことから倫理審査の対象外とし、資料の引用にあたっては出典の明示および文脈の適切な保持に留意した。

## C. 研究結果

### 1. 対象自治体の特徴と体制整備のアプローチ

群馬県は人口約 190 万人、35 市町村・10 障害福祉圏域から構成される中規模自治体であり、強度行動障害支援に実績のある法人が県内に限定されていた状況を出発点として、行政主導型のトップダウンによる体制整備が展開されてきた。契機となったのは、令和 2 年度における県議会での請願・陳情・一般質問、および加齢児問題への対応であった。これを受けて、県庁内にワーキンググループが設置され、令和 3 年度には自

立支援協議会のサブ協議会（強度行動障害サブ協議会）へと昇格している。令和 4 年度に入所施設 30 施設へのヒアリング調査とモデル事業が実施され、令和 5 年度から「ぐんま強度行動障害総合支援事業」として正式に事業化された。対象事業所はコンサルテーション事業を中心として、令和 5 年度 6 事業所、令和 6 年度 10 事業所と拡大しており、令和 7 年度予算は約 11,573 千円にのぼる。

一方、山梨県は人口約 78 万 5 千人、4 福祉圏域に中核市（甲府市）を加えた構成であり、甲府市・中北・峡東の 3 圏域に人口の約 3 分の 2 および福祉サービス事業所の約 9 割が集中する一方、峡南・富士東部圏域においては社会資源が著しく不足するという地域特性を有している。山梨県の体制整備は、平成 28 年に山梨県知的障害者支援協会が県指定を受けて強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を開始したことに端を発する。発端となったのは、富士東部圏域における困難ケースの発生であり、受入先が見つからずに精神科病院への緊急入院に至った事例が、県全体の課題として自立支援協議会に持ち込まれたことであった。協議会内にプロジェクトチームが発足し、その後、自立支援協議会の正式な部会（強度行動障害部会）へと昇格している。すなわち、山梨県の体制整備はボトムアップ型・協議会主導型のアプローチであり、民間主導で進展してきた経緯を有する。

群馬県の体制整備における特徴的施策は、以下のように整理できる。

第一に、施設改修補助の柔軟な運用である。当初はパーテーションや休憩室の設置など業者発注を想定していたが、実際には支援員が自ら材料を購入して作業スペースを作るという運用がなされ、仮説検証を前提とした補助金の使い方へと発展した。これを受けて、令和 7 年度からは補助対象に消耗品費および研修費が追加されている。

第二に、コンサルテーションの入口要件として「他事業所の見学受け入れ」を課している点である。これは、コンサルテーションの成果を個別事業所に閉じずに県内全体へ波及させる意図を有し、実践報告会とあわせて標準的支援の普及に寄与している。

第三に、入所施設待機者を対象とした実態調査の実

施であり、令和 7 年度からは行動関連項目 10 点以上の者を対象とした調査への発展が検討されている。

山梨県の体制整備における特徴的施策は以下のように整理される。

第一に、フォローアップ研修の体系化である。令和 4 年度から県事業として実施され、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を対象に、支援成果や課題の振り返り・検討の機会を提供している。運営は県知的障害者支援協会に委託され、協議会メンバーや中核的人材養成研修修了者も参画している。

第二に、高密度のコンサルテーション派遣事業である。令和 5 年度から 3 カ年計画で事業化され、各年 2 事業所を対象として年 12 回のコンサルテーションを実施。令和 7 年度予算は約 325 万円（国庫補助金と県費で 1/2 ずつ負担）となっている。

第三に、自立支援協議会からの次年度事業提案の受け止めである。令和 7 年度のコンサルテーション派遣事業終了を視野に、協議会から①トレーニングセミナー 2days の実施、②実践 OJT（1day 研修）、③アドバイザー派遣事業、④スーパーバイズ事業、⑤フォローアップ研修の継続、⑥効果測定、の 6 提案がなされている。特に、中核的人材養成研修修了者が他法人からの依頼で独自に動いている状況に予算措置を講じるアドバイザー派遣事業は、既存の実践的動態を制度化する試みとして意義深い。

両県の比較からは、体制整備の「進め方」は対照的であるものの、構造的な共通性が認められた。具体的には、両県ともに、検討会議・継続的チーム・コンサルテーション・トレーニングセミナー・受入事業・実態調査といった構成要素を含み、それらが相互に連動しながら体制整備を支える構造が確認された。両県の体制整備アプローチの比較を表 1 に整理する。

表 1 群馬県・山梨県における体制整備アプローチの比較

| 観点     | 群馬県                 | 山梨県                  |
|--------|---------------------|----------------------|
| 人口規模   | 約 190 万人(中規模)       | 約 78 万人(小規模)         |
| 推進主体   | 行政主導(県庁内 WG→サブ協議会)  | 協議会主導(民間発・強行部会)      |
| 起点     | 議会請願・加齢児問題(R2)      | 困難ケースの発生(H28~)       |
| 中核機能   | コンサルテーション事業の拡大      | 人材ネットワークの構築          |
| コンサル体制 | 外部委託、年 4 回、10 事業所対象 | 外部委託、年 12 回、2 事業所対象  |
| 特徴的取組  | 施設改修補助、実態調査(非公開)    | フォローアップ研修、中核人材ネットワーク |
| アプローチ  | トップダウン・事業化主導型       | ボトムアップ・人材連携主導型       |

## 2. 体制整備の四つの共通構造

両県の分析結果から、体制整備を支える中核的要素として、以下の四つの構造的共通要素が抽出された。これらは、それぞれ独立した機能を果たすと同時に、相互に関連しながら体制整備を支える循環構造を形成している。

### (1) コンサルテーション

両県において、外部の専門人材によるコンサルテーション事業が、現場支援の質の向上と人材養成を支える中核的機能として位置づけられていた。群馬県では自閉症 e サービス全国ネットへの委託により、年 4 回の事業所訪問と事例発表会を組み合わせる形式で運営されており、令和 5 年度開始以降、対象事業所を漸次拡大してきた。継続的なコンサルテーション導入により、事業所内のコアチームの成長、記録共有体制の整備、支援体制の成熟といった変化が確認されている。加えて、令和 7 年度からはコンサルタントへのシャドー同行が試行されており、県内人材への技術移転とネットワーク形成の端緒が開かれつつある。

山梨県では日本発達障害連盟への委託により、2 事業所を対象として年 12 回という高密度の派遣型コンサルテーションを実施している。コンサルテーションには自立支援協議会強行部会のメンバーや中核的人材養成研修修了者、前年度以前にコンサルを受けた事業所職員が自主的に同行しており、コンサルテーションそのものが人材養成とネットワーク形成の場として機能している点が特徴的である。

### (2) 人材養成

両県ともに、強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)、中核的人材養成研修、フォローアップ研修といった段階的育成の仕組みが整備されている。特に山梨県では、フォローアップ研修を令和 4 年度から県事業として体系化しており、支援技術の向上にとどまらず、事業所間連携・ネットワークの構築・中核的人材の養成を一体的に企図している点が注目される。すなわち、人材養成が単なる研修提供にとどまらず、継続的なチームを構築・強化する媒介として戦略的に位置づけられている。

群馬県においても、コンサルテーション事業と中核的人材養成研修の募集を一体化することにより、意欲的な人材を集約的に育成する工夫がなされている。また、令和 7 年度からはトレーニングセミナー(トレセミ)が県事業として 2 日間で実施される予定であり、研修体系のさらなる充実が図られている。

### (3) ネットワーク

事業所間連携および中核的人材同士のつながりが、支援の広がりを支える基盤として機能していた。

山梨県では、強行研修の運営、コンサルテーション事業への参画、中核的人材養成研修修了者の自主的連携等を通じて、形式的な組織を超えた実践的なネットワークが形成されている。他法人からの依頼で独自にアドバイザー的に動く中核的人材養成研修修了者の存在も確認されており、県はこの動きに予算措置を講じるべく検討を進めている。

群馬県においても、コンサルテーションを受けるには見学の受け入れを条件とする仕組みを通じて、事業所間の相互学習の機会を制度的に確保しており、実践報

告会を通じて標準的な支援の横展開が図られている。

#### (4) 協議体

両県ともに、自立支援協議会およびそのサブ協議会・部会が、課題共有と政策形成の基盤として機能していた。群馬県のサブ協議会は県が主導し、事業者（入所・通所・相談等）、教育、中核市、国立のぞみの園、当事者団体、自閉症協会など多様な主体を含む。山梨県の強行部会は、プロジェクトチームから昇格した経緯を有し、民間主導の性格を色濃く残しつつ、行政と協働する場として機能している。協議体は、単なる会議体ではなく、事業提案の発意、予算要求の後押し、進捗評価の場として、体制整備の持続的な推進力となっている。

### 3. 共通課題

両県において共通して確認された課題として、以下の諸点を整理できる。

第一に、受入体制の不足である。強度行動障害に特化した受入が可能な事業所は限定的であり、緊急時の受入余力を有する法人が不足している。群馬県においては集中的支援加算（居住支援活用型）の活用が模索されているが現時点で利用実績はなく、山梨県においても強度行動障害に特化した受入体制は整備できていない状況である。地域生活拠点（県内全域に設置されているもの、基幹相談支援センターの職員が兼務していたり、面的整備型で各拠点が積極的に動いて対応できる状況ではないという課題が指摘されている。

第二に、広域相談体制の未整備である。強度行動障害に関する専門的相談を広域で受け止める機能は、両県において十分に制度化されていない。

第三に、実態把握の不十分さである。群馬県では入所施設待機者を対象とした調査が行われているものの非公開であり、また待機者リストはエピソードベースの情報であり行動関連項目の点数では収集されていない。山梨県では実態調査そのものが未整備である。

第四に、市町村との連携不足である。援護の実施自治体である市町村が、集中的支援や強度行動障害支援の仕組みに対して十分な認識を有しているとは言い難く、温度差の存在が指摘されている。群馬県では市町村に通知は出したが問い合わせはほとんどない状況

であり、共同整備している中核市からもケース相談は現時点で寄せられていない。

第五に、人材の定着および活用の困難さである。中核的人材養成研修修了者が十分に機能する環境が整備されておらず、広域的支援人材の輩出にはなお時間を要する段階にある。加えて、両県ともに、発達障害者支援センターの関与のあり方、中核的人材以降の道筋の明確化、事業継続のための財源確保といった構造的課題も共通して浮上している。

### 4. チェックリストの開発

上記の分析を踏まえ、地域支援体制整備の進捗を可視化し、自治体内外における評価・比較・改善を支援するツールとして、チェックリスト試案を作成した。

本チェックリストは、令和3年度障害者総合福祉推進事業において全日本自閉症支援者協会が整理した地域支援体制整備モデルを基盤とし、その構造を大項目として踏襲した上で、本研究における群馬県および山梨県の実践分析をもとに、中項目として具体化・拡張したものである。

具体的には、同モデルにおけるコンサルテーション、人材養成、ネットワーク、協議体の四つの中核機能を中核領域として位置づけるとともに、これらを支える基盤要素として、実態把握、受入・支援資源、広域支援・相談体制、行政マネジメントの四領域を新たに整理した。

このように、本チェックリストは、既存モデルの構造的枠組みを保持しつつ、評価可能性および運用可能性の観点から再構成を行ったものである。再構成後のチェックリストの全体構造を表2に示す。

表2 地域支援体制整備チェックリスト（全自社協モデルを基盤とした再構成・8領域23項目）

| 領域                    | 評価項目   |
|-----------------------|--|
| 【中核機能領域（全自社協モデルに基づく）】 |  |
| I<br>コンサル<br>テーション    | ①外部コンサルテーション事業の実施／②継続的支援体制（複数回訪問等）の整備／③事業所内における支援の共有・定着／④シャドウ・同行等による人材育成機能 |

| 領域                     | 評価項目   |
|------------------------|--|
| Ⅱ<br>人材養成              | ⑤強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)の実施／⑥中核的人材養成研修の受講・配置／⑦フォローアップ研修の実施／⑧OJT・実地研修の機会確保 |
| Ⅲ<br>ネットワーク            | ⑨事業所間の連携体制の構築／⑩中核的人材等による横断的支援の展開／⑪情報共有・相互学習の仕組み(報告会等)                  |
| Ⅳ<br>協議体               | ⑫自立支援協議会等における専門部会の設置／⑬行政・事業所・家族団体等の多機関連携体制                             |
| 【基盤整備領域(本研究による拡張・再構成)】 |  |
| Ⅴ<br>実態把握              | ⑭対象者の把握方法(行動関連指標・待機者データ等)／⑮市町村単位でのニーズ把握／⑯調査結果の施策への反映                   |
| Ⅵ<br>受入・支援資源           | ⑰強度行動障害者の受入可能事業所の確保／⑱緊急時の受入・対応体制の整備／⑲資源不足地域への対応方策                      |
| Ⅶ<br>広域支援・相談体制         | ⑳広域的支援人材の配置・登録／㉑広域相談体制(基幹相談・専門相談)の機能化                                  |
| Ⅷ<br>行政マネジメント          | ㉒体制整備に関する計画策定／㉓進捗評価・見直し(PDCA)の運用                                       |

評価形式は、各項目について「未実施/検討中/実施/発展(先進)」の4段階で判定する構成とした。この4段階方式は、単なる「実施/未実施」の二値判定では捉えきれない機能の成熟度を段階的に可視化することを意図している。「検討中」は関係者間で議論が開始された段階、「実施」は事業として運用されている段階、「発展」は他自治体への横展開や標準化の拠り所として機能しうる水準を指す。

領域構成の設計にあたっては、全自社協モデルの構

造を大項目として踏襲することにより、既存モデルとの連続性および同モデルを参照する自治体・関係者にとっての可読性を確保した。すなわち、コンサルテーション・人材養成・ネットワーク・協議体の四つの中核機能領域は、全自社協モデルにおいて支援の質と広がりを支える要素として位置づけられているものであり、本チェックリストにおいてもこれをそのまま大項目として採用している。これに対して、基盤整備領域として加えた実態把握・受入・支援資源・広域支援・相談体制・行政マネジメントの四領域は、両県の分析から、中核機能を機能させるために不可欠な制度的・資源的基盤として浮上してきた要素である。すなわち、中核機能を「動かすもの」、基盤整備を「支えるもの」として整理することにより、体制整備を「機能」と「基盤」の両面から捉える構造となっている。

また、本チェックリストは、単独の評価指標としてではなく、継続的な改善サイクル(PDCA)の運用基盤として位置づけられている。すなわち、年次あるいは数年に一度の自己評価を通じて現状を可視化し(Check)、課題を踏まえた改善計画を策定し(Plan)、計画に基づく取り組みを実施し(Do)、再度評価を行って次のサイクルに接続する(Act)という運用モデルを想定している。

このサイクルを自立支援協議会等の協議体における進捗確認、年次評価、予算化への反映といった場面で活用することにより、体制整備を動的プロセスとして運用することが可能となる。

## D. 考察

### 1. 体制整備の構造的理解

本研究の分析結果により、地域支援体制整備は単一の施策によって成立するものではなく、複数の支援機能が相互に関連しながら構成される複合的構造を有することが明らかとなった。とりわけ、コンサルテーションと人材養成は、相互に作用しながら支援の質を高める循環構造を形成している。すなわち、コンサルテーションは現場支援の質を直接的に向上させると同時に、同行・シャドウを通じて人材養成の機会としても機能し、養成された人材がまたコンサルテーションの担い手となっていく、という相互強化の関係が確認された。

また、ネットワークと協議体は、こうした循環を支える

基盤として機能している。協議体は公式な議論と政策形成の場を提供し、ネットワークは非公式かつ実践的な連携の場を提供する。両者が並立することによって、体制整備は制度化された安定性と現場発の動態性を同時に確保することが可能となる。こうした理解に立てば、体制整備の評価は、個別の施策の有無のみで判断されるべきではなく、諸機能間の連関性と循環性をいかに構築しているかという観点から行われる必要があるといえる。

加えて、本研究の分析からは、両県における体制整備が、特定の施策の導入時点ではなく、それ以前の準備段階・検討段階を含む中長期的なプロセスとして展開されてきたことが確認された。

群馬県においては令和2年度のワーキンググループ設置から令和5年度の事業化まで約3年、山梨県においては平成28年の研修開始から令和5年度のコンサルテーション派遣事業化まで約7年を要している。

この時間軸の長さは、体制整備が単なる事業の立ち上げではなく、関係者間の合意形成、組織的関係性の構築、予算的裏付けの確保といった多層的プロセスを伴うものであることを示唆している。したがって、評価指標もまた、こうしたプロセスの段階性を捉えうる設計であることが望ましい。

## 2. チェックリストの意義

本研究において開発したチェックリストは、以下の三つの意義を有する。

第一は、現状の可視化である。体制整備の諸要素を構造化された項目として示すことにより、各自治体は自らの取り組みの全体像および強み・弱みを一望することが可能となる。

第二は、課題の明確化である。各項目の評価結果を俯瞰することにより、「未実施」「検討中」の項目が明示され、優先的に取り組むべき課題を特定することが容易になる。

第三は、改善の方向性の提示である。4段階評価を経年的に運用することにより、「未実施→検討中→実施→発展」という進捗の経路が可視化され、次のステップに向けた改善の道筋が明確となる。

さらに、チェックリストは、属人的な運用から制度的運

用への転換を支える機能を有する。行政担当者の異動は体制整備の継続性を脅かす最大のリスク要因のひとつであるが、チェックリストを通じて取り組み内容と進捗が客観的に記録・継承されることにより、人から仕組みへの移行が促進される。加えて、同一の評価枠組みを用いることにより、自治体間の相対化と相互学習が可能となり、先進的な取り組みの横展開が促進されることも期待される。

## 3. 政策的示唆

本研究の結果から、今後の地域支援体制整備において重要と考えられる政策的示唆として、以下の四点を提示する。

第一に、支援機能の体系化である。コンサルテーション・人材養成・ネットワーク・協議体という四つの中核機能を明示的に位置づけ、それぞれが相互に関連する構造を戦略的に構築することが求められる。単一の施策を断片的に積み上げるアプローチでは、体制整備の実質的な推進力は生まれにくい。むしろ、四機能の相互作用を念頭に置いた全体設計が、体制整備を実効的に進める鍵となる。

第二に、人材養成と実践の接続である。研修修了者が実際の支援現場やコンサルテーション、事業提案といったアウトプットの場で機能しうる環境の整備が不可欠である。山梨県における中核的人材養成研修修了者の自主的アドバイザー派遣活動への予算措置の検討は、この接続を制度化する先進的試みとして注目される。すなわち、研修修了という「入口」だけでなく、修了後の「活用」までを見据えた人材養成戦略が求められる。

第三に、ネットワークの強化である。事業所間・専門職間の実践的ネットワークは、制度設計のみでは生成しえず、研修・コンサルテーション・協議体といった場を通じた継続的な関係構築によって育まれる。特に、コンサルテーションへの同行・シャドウ制度のように、実践の場そのものをネットワーク形成の媒介として活用する工夫は、制度的投入量に対する効果の高い手法として注目に値する。

第四に、評価と改善の仕組みの導入である。本研究が提案するチェックリストのような標準化ツールを活用し、PDCAサイクルを体制整備の運用原理として定着さ

せることが望まれる。加えて、自治体間の比較評価を通じた相互学習、先進自治体の取り組みの横展開、国レベルでの体制整備動向の把握といった機能も、こうした評価ツールの普及によって初めて可能となる。将来的には、チェックリストを用いた自治体間ベンチマーキングや、国による地域支援体制整備の動向把握・政策立案への活用が期待される。

#### 4. 本研究の限界

本研究にはいくつかの限界がある。

第一に、分析対象が2県に限定されており、得られた知見の一般化可能性は慎重に検討される必要がある。今後、より多様な特徴を有する自治体を対象とした追加分析が求められる。

第二に、本チェックリストは試案段階であり、実際の自治体における運用を通じた妥当性・有用性の検証が今後の課題として残されている。

第三に、評価の4段階(未実施・検討中・実施・発展)の判定基準については、さらなる操作的定義の精緻化が必要である。今後、複数自治体との協働による試行運用を通じて、これらの課題に取り組むことが求められる。

#### E. 結論

群馬県および山梨県を対象とした本研究の分析から、地域支援体制整備は、①コンサルテーション、②人材養成、③ネットワーク、④協議体という四つの共通構造により成立していることが明らかとなった。

両県は推進主体(行政主導/協議会主導)および人口規模において対照的であるにもかかわらず、これら四要素を中核としつつ、相互に関連する循環構造を構築している点で共通していた。一方で、受入体制の不足、広域相談体制の未整備、実態把握の不十分さ、市町村との連携不足、人材の定着および活用の困難さといった課題も共通して確認された。

これらの知見を踏まえ、本研究では、全自社協モデルを基盤として、本研究の分析を通じて基盤整備領域を加えた8領域23項目から構成される地域支援体制整備チェックリストを試案として提示した。

本チェックリストは、体制整備の進捗を客観的に可視化し、自治体内における課題の明確化と改善の方向性の特定を支援するとともに、自治体間における比較と相

互学習を促進する評価ツールとして機能することが期待される。また、行政担当者の異動に左右されない継続的な運用を支える仕組みとして、属人的運用から制度的運用への転換に寄与するものと考えられる。

今後は、より多様な自治体を対象とした試行運用を通じて、チェックリストの妥当性・有用性を検証するとともに、評価基準の精緻化および改善サイクルへの接続方法について、さらなる検討を進めていくことが求められる。

#### 【文献】

- 1) 全日本自閉症支援者協会(2022)『強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究報告書』令和3年度障害者総合福祉推進事業。
- 2) 厚生労働省(2026)『令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について』厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部。
- 3) 群馬県(2025)『群馬県強度行動障害支援強化事業報告』
- 4) 山梨県(2026)『令和7年度山梨県強度行動障害者支援強化事業実績報告書』

#### G. 研究発表

該当なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 該当なし
2. 実用新案登録 該当なし
3. その他 該当なし